

2016年2月15日

仙台市長
奥山 恵美子 殿

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 綱島 不二雄
〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305
電話 022-399-6907 FAX022-399-6925

東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金の免除措置と 介護保険利用者負担減免措置の継続を求める要望書

日頃より住民福祉の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、東日本大震災から4年11カ月が経過いたしました。大震災の被災者に対する医療費一部負担金の免除ならびに介護保険利用者負担減免措置につきましては、国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更する中で、各自治体は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障害者福祉サービスの一部負担金の免除措置を対象限定で継続してきました。

今般、新年度の免除措置の継続措置について、「国の財政支援が今年度で終了することを受け、仙台市は必要な財源が確保できないとして制度を今年度いっぱい終了する方針を固めた」との報道がありました。現在、市町村国保への国の補助は、①災害等で医療費負担が震災前より3%以上増加した市町村国保への財政調整交付金による10分の8以内の財政支援と②医療費増が著しい被災地市町村国保への財政調整交付金による追加の財政支援(平成25~27年度)の2つの財政支援が行われていることはご存知だと思いますが、①については医療費増が3%以上増加した市町村が免除を継続すれば国の8割負担が継続されます。②の追加の財政支援についても、平成27年度までの被災地特例措置としてはとりあえず終了となります。平成28年度について厚労省は「検討中であり、確定するのは28年12月頃で、全国の動向を見て決める」と答えています(県の国保医療課への問い合わせ)。県内市町村としては、現行の免除制度を継続し、国に対しても追加支援の継続を強く求めることが被災者に寄り添い、生活再建をすすめる糧となります。

震災からまる5年を迎えようとしている現時点でもなお、被災者の方々の生活再建はまだ途上にあり、仮設住宅後の住まいの確保の問題でも困難を抱えたままの被災者が多数存在します。自宅再建、災害公営住宅への入居が実現した方々にはそれぞれ住宅ローンと家賃負担が発生し、災害公営住宅への入居もかなわず民間賃貸住宅への転居を促されても家賃負担に二の足を踏み、いまだ仮設住宅から移れない方々も少なくありません。「特定延長」制度を導入した仙台市在住の被災者の方にとっては、家賃負担に加えて医療費の一部負担まで覆いかぶさるとなると生活設計にも大きな影響を与えることになります。宮城県保険医協会によるアンケート調査でも「打ち切られたら、受診をやめる・回数を減らす」方が4割弱となっています。

私たちは、被災者のいのちと健康を守り、生活再建をすすめるうえで、被災者に対する医療費の一部負担金免除措置と介護保険利用者負担減免措置の継続が不可欠であるとの認識のもと、以下要望いたします。

記

一、被災者に対する医療費の一部負担金免除措置と介護保険利用者負担減免措置を継続されること。

一、国に対し、追加の補助を働きかけるとともに、県に対しても各市町村負担分への支援を行うよう働きかけること。

以上